

令和3年2月（第2回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年2月10日（水）午後2時00分～

2. 開催場所 益城町総合体育館 会議室

3. 出席委員（12名）

1番	荒川 忠一（筆頭代理）	2番	齊藤 保（次席代理）
3番	内田 一正	4番	松野 隆
6番	渡邊 久則	7番	松本 功
8番	上村 直嗣	9番	中村 光博
11番	渡邊 義幸	12番	坂田 俊明
13番	坂田 成喜	14番	岩村 久雄（会長）

4. 欠席委員（2名）

5番	富嶋 雄治	10番	中川 恭一
----	-------	-----	-------

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地の転用届出について
日程第3	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第4	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第5	議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第6	議案第4号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第7	議案第5号 農用地利用分配計画（案）（中間管理機構分）について
日程第8	議案第6号 農地の実勢賃借料情報の提供について
日程第9	令和3年 第3回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福岡 廣徳	農地係長	澤田 洋子
主 査	奥村 敬介	主 事	上村 洸二

7. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和3年第2回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、6番富嶋雄治委員、10番中川恭一委員より欠席の連絡をいただいております。農業委員14名中12名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。7番松本功委員、13番坂田成喜委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

土地所有者の転用の部が1件と所有権移転の部が1件とでございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。
番号1番につきましては、1番荒川忠一委員に調査をいただいております。
補足説明をお願いします。

(1番委員)

調査報告いたします。

2月7日に中島推進委員と共に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、耕運機等を所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は水稻、紫蘇、梅で、申請地には水稻を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数50年、年間330日、妻が経験年数45年、年間330日、長男が経験年数20年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、7,882㎡で問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことですので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程を宜しく願います。

(議長)

只今、番号1番について荒川忠一委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているため、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

所有権移転の部 番号1番につきましては1番荒川忠一委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(1番委員)

2月7日に中島推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が農業用施設を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第3種農地であり、転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について荒川忠一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、所有権移転の部 番号2番及び転用のための賃借権設定の部 番号1番につきましては同一申請者の案件でございますので合わせて、2番齊藤保委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(2番委員)

1月31日に緒方推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回は、所有権移転の部の番号2と賃借権設定の部の番号1の転用事業者と転用目的が同一のため、併せてご報告します。

今回の申請は、どちらも申請者が資材置場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第3種農地であり、転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

本申請地は以前から建設機械・資材置場として使用されていたため、今回、始末書を添付し、今後は農地法を遵守するとのことです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、所有権移転の部 番号2番及び転用のための賃借権設定の部 番号1番について齊藤保委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

まず、賃借権設定の部でございます。
本件につきましてのご意見、ご質疑等がございますか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、所有権移転の部でございます。
本件につきましてのご意見、ご質疑等がございますか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第7 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)(中間管理機構分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本件につきましては原案のとおり決定いたします。

(議長)

次に、日程第8 議案第6号 農地法第52条第1項の規定に基づく農地の
実勢賃借料情報の提供について議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

(事務局)

《議案第6号説明》

(議長)

ただいま、議案第6号について説明を申し上げました。
本件につきましては、農地利用最適化実践チームにて審議をいたしました。
その内容について1番荒川忠一委員に補足説明をお願いします。

(1番委員)

報告いたします。

1月28日13時30分から、令和3年実勢賃借料について、農地集積対策
担当チーム会議を行いました。

令和3年の実勢賃借料は、事務局の説明どおりとなっております。
現金、物納共に賃借料として妥当であると判断いたしました。

委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

それでは、本件についてご審議をお願いしたいと思います。

何かご意見、ご質疑等はありませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

本案は原案のとおり決定し、情報を提供することといたします。3月の広報誌に掲載することといたしますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、日程第9 令和3年第3回委員会の日時について申し上げます。次回は3月10日、午後2時より益城町総合体育館会議室で開催いたします。予定に入れておいていただきたいと思います。

以上、用意しました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を荒川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年2月10日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員